



## 始動用鉛蓄電池

JIS D 5301 : 2019

(BAJ/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
	岩渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎 正	IEC/SMB 日本代表委員（ソニー株式会社）
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員（富士ゼロックス株式会社）
	水本 哲弥	東京工業大学
	山根 香織	主婦連合会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.7.30 改正：平成 31.3.20

官報公示：平成 31.3.20

原案作成者：一般社団法人電池工業会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-0261）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審議部会：日本工業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 種類</b>	4
<b>5 表示</b>	4
<b>6 製品の呼び方</b>	5
<b>7 出荷条件</b>	5
<b>8 性能</b>	5
<b>9 一般的な試験条件</b>	6
<b>9.1 試験用蓄電池の抜取り</b>	6
<b>9.2 充電</b>	6
<b>9.3 電解液面</b>	7
<b>9.4 試験計器</b>	7
<b>9.5 試験の順序</b>	7
<b>10 試験方法</b>	7
<b>10.1 20 時間率容量 (<math>C_{20,e}</math>) 試験</b>	7
<b>10.2 リザーブキャパシティ (<math>RC_e</math>) 試験</b>	8
<b>10.3 コールドクランкиング電流 (CCA) 試験</b>	8
<b>10.4 充電受入性試験</b>	8
<b>10.5 寿命試験</b>	9
<b>10.6 耐振動性試験</b>	10
<b>10.7 端子強度試験</b>	10
<b>10.8 締付強度試験</b>	11
<b>10.9 電解液保持試験</b>	12
<b>10.10 容量保存性能試験</b>	13
<b>10.11 減液試験</b>	13
<b>11 検査</b>	13
<b>附属書 A (規定) 構造</b>	14
<b>附属書 B (規定) 型式一覧表</b>	16
<b>附属書 C (参考) その他の試験方法</b>	19
<b>附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表</b>	22
<b>解 説</b>	29

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人電池工業会（BAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS D 5301:2006**は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成32年3月19日までの間は、工業標準化法第19条第1項等の関係条項の規定に基づくJISマーク表示認証において、**JIS D 5301:2006**を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 始動用鉛蓄電池

Lead-acid starter batteries

## 序文

この規格は、2018年に回付された **IEC/FDIS 60095-1**、2009年に第4版として発行された **IEC 60095-2** 及び 2008年に第2版として発行された **IEC 60095-4** を基とし、2006年の改正後10年が経過しているが、その間に大きな技術・環境の変化があり、また、整合する国際規格の改正もあったため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、自動車などの内燃機関の始動、点灯、点火などに使用する公称電圧が12Vの鉛蓄電池（以下、蓄電池という。）について規定する。ただし、鉄道車両、二輪自動車、電気自動車などの駆動用の鉛蓄電池及び制御弁式鉛蓄電池には適用しない。

**注記1** この規格に適合する自動車などとは、自動車のほかに、産業車両、建設車両及び農業車両並びにこれらに類似する用途のものをいう。

**注記2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC/FDIS 60095-1:2018, Lead-acid starter batteries—Part 1: General requirements and methods of test**

**IEC 60095-2:2009, Lead-acid starter batteries—Part 2: Dimensions of batteries and dimensions and marking of terminals**

**IEC 60095-4:2008, Lead-acid starter batteries—Part 4: Dimensions of batteries for heavy vehicles (全体評価: MOD)**

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 7414 ガラス製温度計**

**JIS B 7507 ノギス**

**JIS B 7525-1 浮ひょう—第1部：密度浮ひょう**

**JIS C 1102-2 直動式指示電気計器 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項**